

第 2.0 版 (2023 年 2 月 28 日 発行)

株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン編



目次

1. 7	本スライド集について	1
2	インシデント項目	2
2-1.	情報モラル	2
	インシデント項目 1.デマ・フェイクニュースを発信すること	3
	インシデント項目?. 炎上させること	5
	インシデント項目 3. ネット依存	9
	インシデント項目 4. 健康被害	10
	インシデント項目 5. 誹謗中傷	11
	□ インシデント項目 6. 不適切投稿	13
	インシデント項目 7.ネットいじめ・ハラスメント	14
	 インシデント項目 8. 犯罪予告	16
	 インシデント項目 9.著作権侵害	17
	│ インシデント項目 10. 肖像権侵害	19
	インシデント項目 11。プライバシー権侵害	20
	インシデント項目 12. ネット選挙運動違反	21
	インシデント項目 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害	23
	│ インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害	25
	インシデント項目 15. リベンジポルノ	27
	インシデント項目 16. 児童ポルノの製造、所持、頒布	29
	「インシデント項目 17 .違法・有害 コンテンツ	31
	インシデント項目 18. チート行為	33
	インシデント項目 19. 不必要な位置情報の付与	34
	インシデント項目 20. SNS 公開範囲設定の誤り	35
	│ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限等) の)未利用
		36
	インシデント項目 22. ながらスマホ(歩きスマホ・運転中のながらスマホ等)	38
2-2.	. 情報セキュリティ	39
	インシデント項目 23. 偽警告	40
	インシデント項目 24. 不正アクセス	41
	インシデント項目 25. フィッシング	42
	インシデント項目 26. ウイルス(マルウェア)作成・提供・保管	43
	インシデント項目 27. ウイルス(マルウェア)感染	44
	インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)	45
	インシデント項目 クタ。 OS やアプリの未更新	47

	インシデント項目 30.	不十分な ID/パスワードの取り扱い	. 48
	インシデント項目 31.	機器の紛失・破損	. 49
2-3.	消費者トラブル		. 50
	インシデント項目 32.	迷惑メール	. 51
	インシデント項目 33.	有害広告	. 52
	インシデント項目 34.	架空請求·不正請求	. 53
	インシデント項目 35.	高額課金	. 54
	インシデント項目 36.	情報商材	. 55
	インシデント項目 37.	オンライン売買仲介サービスでのトラブル (インターネット・オークシ	' ∃
ン	、フリマにおけるトラフ	ブル)	. 56

[※] 本書の内容は株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパンで取りまとめたものであり、株式会社ラックの意見を代表するも のではありません。

1. 本スライド集について

本「情報リテラシー啓発のための羅針盤 参考スライド集」(以下、「本スライド集」) は、『情報リテラシー啓発のための羅針盤』(以下、「羅針盤本編」) の内容を反映して作成し、インシデント項目ごとに羅針盤の内容を踏まえたスライドを用意しました。情報リテラシーに関する啓発講座を行う際、是非、活用いただければと思います。

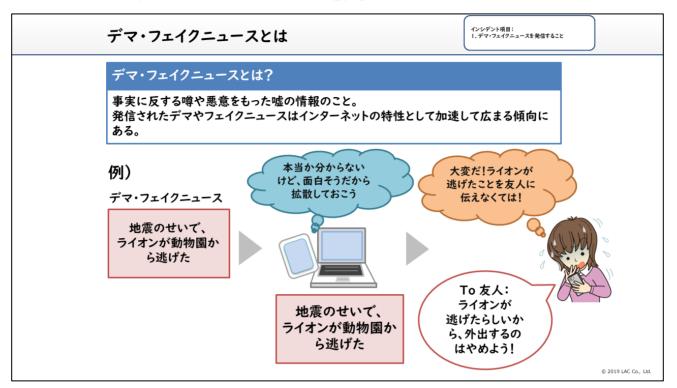
本スライド集は、2019 年 3 月に第 1 版を発行し、多くの皆様にご活用いただいております。発行から 3 年が経過し、 ICT を取り巻く世の中の変化の中で、いくつかのインシデント項目に係るデータや事例等を修正・更新するなどして、この度、第 2 版として発行いたしました。

今後も定期的にデータ等の修正・更新を行ってまいります。

2-1. 情報モラル

- インシデント項目 1. デマ・フェイクニュースを発信すること
- インシデント項目 2. 炎上させること
- インシデント項目 3. ネット依存
- インシデント項目 4. 健康被害
- インシデント項目 5. 誹謗中傷
- インシデント項目 6. 不適切投稿
- インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント
- インシデント項目 8. 犯罪予告
- インシデント項目 9. 著作権侵害
- インシデント項目 10. 肖像権侵害
- インシデント項目 11. プライバシー権侵害
- インシデント項目 12. ネット選挙運動違反
- インシデント項目 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害
- インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害
- インシデント項目 15. リベンジポルノ
- インシデント項目 16. 児童ポルノの製造、所持、頒布
- インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ
- インシデント項目 18. チート行為
- インシデント項目 19. 不必要な位置情報の付与
- インシデント項目 20. SNS 公開範囲設定の誤り
- インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール(OS の機能制限等)の未利用
- インシデント項目 22. ながらスマホ(歩きスマホ・運転中のながらスマホ等)

■ インシデント項目 1. デマ・フェイクニュースを発信すること



デマやフェイクの投稿から炎上へ

インシデント項目: 1. デマ・フェイクニュースを発信すること

根拠のない、デマや又聞きの情報や写真、動画をよく調べずにSNSなどにアップロードして、大騒ぎとなる

ネット上で話題になり、犯人探しが始まる

過去のネットの投稿などから個人が特定される

ネットに個人情報がさらされる(名前、顔写真、住所、メールアドレス、学校名等)

ネットに学校名や勤務先名、家族の個人情報などがさらされる(名前、会社名、学校名、部活動等)

冗談のつもりであっても、一度、ネットに書き込んだ不適切な情報も、書き込まれた個人情報も、ネット上から完全に消すことができず、一生残り続けます

デマやフェイクニュースは、それを流した人が悪いのですが、簡単に信じてパニッ クに踊らされないよう、まわりの人と話し合って行動することも大切

インターネットの情報に騙されないために

インシデント項目: I. デマ・フェイクニュースを発信すること

《インターネットの特徴》

誰でも簡単に情報を発信できる

●自分が嘘の情報を発信する可能性もある

自分の捉え方と他人の捉え方が同じであるとは限らない

- ●冗談のつもりで発信しても、他人は冗談だと思わないことがある
 - 一度でも発信・拡散された情報を完全に取り消すことは難しい



対策

- インターネットの情報をすぐに信用して鵜呑みにするのではなく、ネット以外の方法でも調べよう。
- インターネット上の情報が正しいかどうか判断できる力が必要。判断できない場合は安易に情報を拡散しないことが大切。

■ インシデント項目 2. 炎上させること



炎上が与える影響 インターネットは誰でも自由に使えて、自由に投稿できる「公共の場所」 ● 色々な考え方の人がいるので、中には不快に思う人もいる インターネットに一度投稿された情報は完全に消し去ることは困難 「匿名」で投稿しても、投稿者の特定作業が行われ、インターネット上に個人情報が晒される危険がある 一度炎上すると、将来にわたって影響が生じる可能性がある 家族 仕事 信頼

なぜ炎上してしまうのか?

インシデント項目: 2. 炎上させること

《誹謗中傷の3つの要素》

無責任 (責任の欠如)

ハンドルネームなど、実名を名乗らず投稿が可能。 また年齢、性別、身分を偽り、時には他人になりす ますこともできる。また匿名かどうかを問わず、無 責任な投稿を行っても責任を問われないという根拠 のない安心感が投稿を助長する。

集団心理

他人を誹謗中傷することは適切な行為ではないという認識があるものの、インターネット上で安易に拡散された多くの誹謗中傷の投稿を目にすることにより、皆もやっているから大丈夫だという誤った認識が投稿を助長する。

偽正義 (行き過ぎた正義感)

いわゆる「表現の自由」により、ネット上に何を投稿してもかまわないという誤った認識。または他人の誤った行動などに対して、他者を正義のために批判しているという認識と、相手の反応が分かりにくいことが炎上を助長し、サイバー私刑に発展。

© 2019 LAC Co.. Lt

言葉による伝え合いの質を高めるには?

インシデント項目: 2. 数上させること

《コミュニケーションにとって大切な4つの要素》

正確さ

互いにとって必要な情報を誤りなく かつ過不足なく伝え合うこと

フェイクニュース

分かりやすさ

互いが十分に情報を理解できるように、表現を工夫して伝え合うこと

ミスコミュニケー ション (誤解)

ふさわしさ

場面や状況、相手の気持ちに配慮 した話題や言葉選び、適切な手段・ 媒体を通じて伝え合うこと

不適切投稿· 炎上

敬意と親しさ

伝え合う者同士が近づき過ぎず、遠 ざかり過ぎず、互いに心地良い距 離をとりながら伝え合うこと

誹謗中傷

文化審議会国語分科会「分かり合うための言語コミュニケーション(報告)」平成30年3月

11

炎上させないために必要なこと

インシデント項目: 2. 炎上させること

対策

- 投稿する前に、読む相手や内容をよく見直す。
 - ▶ 人を傷つける内容ではないか
 - ▶ インターネットの大きさ、広がりを理解しているか
 - ▶ 法律に触れたり、機密情報に関係する内容ではないか
 - ▶ 情報管理がしっかりできているか
- 顔や名前を出しても言える内容を投稿する。

しっかり 確認!



© 2019 LAC Co., Ltd.

個人が情報を発信するためには

インシデント項目: 2. 数上させること

インターネットは個人が自由に 情報発信できるツール

発信された情報は、「多くの人に 見られる」という自覚と責任

誤った情報、迷惑をかける情報発信した 場合は、責任を問われる可能性がある



人を傷つけたり、 法律に触れるような内容ではないか 機密情報に関係するような内容ではないか

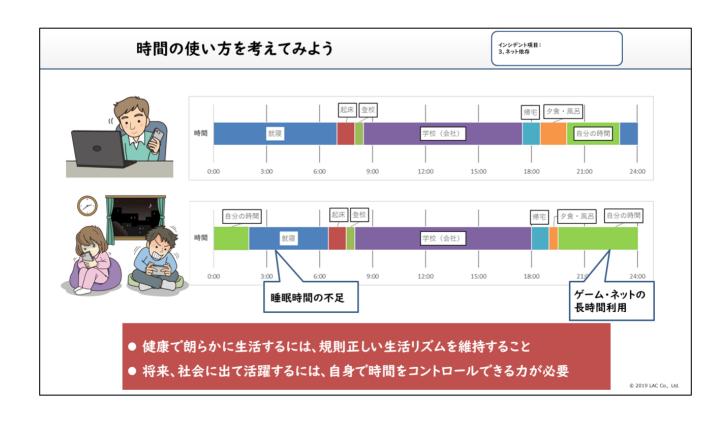
ネットの大きさ、広がりを理解しているか 情報管理がしっかりできているか

ネットに一度投稿された情報は、 完全に消し去ることができない

参考:「炎上」しやすい5つのパターン (プンダアン・利用: 2.8 k + t + s + k + k + s + k +

■ インシデント項目 3. ネット依存

依存の4つのパターン	インシデント項目: 3. ネット依存	
《依存の4つの要素》		
ゲームへの依存 ^(刺激依存)	他のプレイヤーと一緒に 夜遅くまで続ける 仲間につきあってやめられない	
動画への依存 (エンターテインメント依存)	無料でYouTubeや動画サービスの動画を見続ける 次から次におススメが出るのでやめられない	
友達のやりとりへの依存 (メッセージ依存)	LINEやSNSでのメッセージの やり取りがとぎれない やりながら眠ってしまうまでやめられない	
SNS投稿への依存 (_{投稿依存)}	SNSへの 投稿が楽しくて続ける 投稿する話題がなくなると、事件を起こしてでも投稿	
	16	© 2019



■ インシデント項目 4. 健康被害

インターネット利用による健康への影響

インシデント項目: 4. 健康被害

「健康被害」とは?

インターネットの利用により心身の健康を害すること。

具体的な症状

睡眠障害、運動不足、食習慣の悪化、視力低下など VDT症候群(目の疲れ、視力低下、首や肩の痛み、食欲 不振、抑うつ状態)



対策

- インターネットの利用時間をコントロールできる力を身に着ける
- 顔から距離を離す(30cm以上を推奨)
- ・ 適度な休憩を入れる
- 良質な睡眠を確保(寝る前に動画を見ない、スマホを置かない)

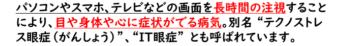
© 2019 LAC Co. 15

目や視力への影響

インシデント項目: 4.健康被害

VDT症候群

(Visual Display Terminal:文字や図形等の情報を表示する出力装置と入力装置で構成される機器のことを指す)





囯

眼精疲労、充血、視力低下、ドライアイ など

体

首・腰・肩のこりや痛み、手指のしびれなど

心

食欲減退、イライラ、不安感、憂うつ症状 など

■ インシデント項目 5. 誹謗中傷

「誹謗中傷」について

インシデント項目: 5. 誹謗中傷

「誹謗中傷」とは?

事実でないこと等を理由にして、悪口などの手段で相手の人格や名誉をおとしめたり傷つけたりする行為のこと。

《インターネットの特徴と「誹謗中傷」》

インターネットは誰でも自由に使えて、自由に投稿できる 「公共の場所」

- ルールやマナーを守ることが大切
- 匿名性が高いため安易に情報発 信しやすいが、インターネットの向 こう側にいるのは生身の人間



© 2019 LAC Co.. Lt

「個人が情報を発信する」ってどういうこと?

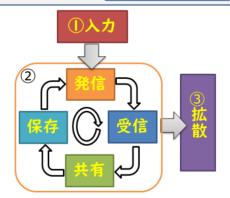
インシデント項目: 5. 誹謗中傷

インターネットは個人が自由に 情報発信できるツール

発信された情報は、「多くの人に 見られる」という自覚と責任

誤った情報、迷惑をかける情報を 発信した場合は責任を問われる

人を傷つけたり、 法律に触れるような内容ではないか 機密情報に関係するような内容ではないか



ネットの大きさ、広がりを理解しているか 情報管理がしっかりできているか

ネットに一度投稿された情報は、 完全に消し去ることができない

誹謗中傷に問われる可能性がある行動

インシデント項目: 5. 誹謗中傷



SNSの他人の中傷を 引用、拡散すること

有名人への 度を超えた侮辱

侮辱的なタグ付け



2022年7月から侮辱罪の厳罰化改正刑法施行「1年以下の懲役もしくは禁錮、30万円以下の罰金」が刑罰に追加

対策

- トラブルに巻き込まれたり、見かけた場合は、一人で悩んだり解決しようとしたりせず、身近な人に相談する。
- 専用の窓口を確認しておく。
- 消費者ホットライン(188)に相談する。

■ インシデント項目 6. 不適切投稿

「不適切投稿」について

インシデント項目: 6. 不適切投稿

「不適切投稿」とは?

違法な行為や不当な行為等の不適切な書き込みや不適切な行為を撮影した 写真や動画をSNS等に投稿すること。

《インターネットの特徴と「不適切投稿」》

インターネットは誰でも自由に使えて、自由に投稿できる 「公共の場所」

- ルールやマナーを守ることが大切
- ある人にとっては不快な「投稿」=「不適切投稿」になる

インターネットに投稿された情報 → 完全に消去することは困難



過去に投稿した「不適切投稿」が将来にわたって影響を及ぼす

家族

仕事

信頼

0.2010.110.0- 111

不適切な投稿とその影響

インシデント項目: 6. 不適切投稿

許可のない撮影・投稿 映り込み

肖像権·著作権侵害 住居侵入罪 訴訟等に発展 する恐れ

いじめ・いやがらせ・ からかい 人権侵害 ハラスメント 逮捕・慰謝料の恐れ

悪ふざけ・不適切画像

業務妨害罪ネットの炎上

逮捕・損害賠償の恐れ

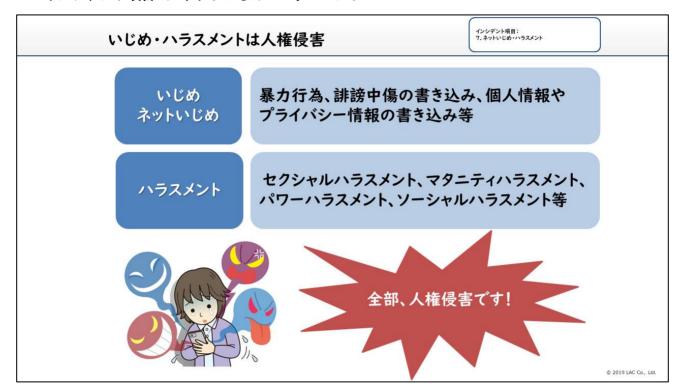
児童ポルノ(裸の写真) リベンジポルノ 犯罪被害・加害 デジタルタトゥー

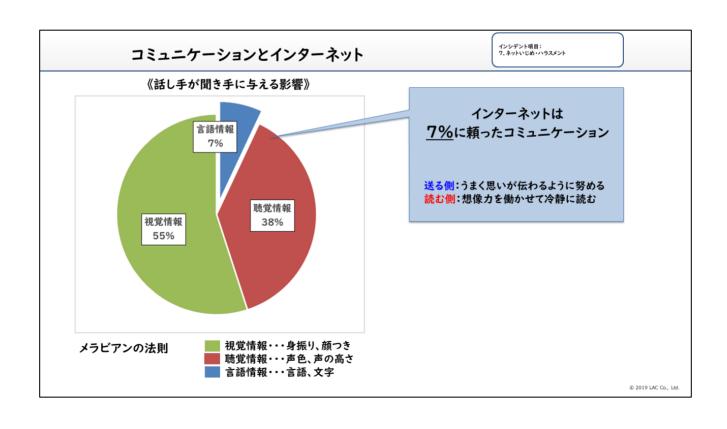
一生被害者·加 害者となる恐れ

位置情報・撮影場所の 特定 個人情報の特定 知らない人からの誘引 犯罪被害に 発展する恐れ (強盗・ストーカー)

27

■ インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント





ネット	いじめ ~気を	とつけたい言葉の使い	インシデント項目: 7. ネットいじめ・ハラスメント	
	なんで	なんでくるの	どうして来るの? どうやって来るの?	
	大丈夫	まだ食べれる? 大丈夫	もういらない まだ食べられる	
	ガンバレ	ガンバレよ	もっと頑張ってやれ! 応援してるから頑張って	
	ヤバい	あの人、ヤバい	あの人、変あの人、凄い	
	~ない	かわいくない	かわいいと思わない! かわいいと思わない?	
言葉だけで伝えるのはとても難しいので、 間違って伝わらないか必ず <mark>確認してからメッセージを送りましょう</mark>				

ソーシャルハラスメントにご注意

インシデント項目: 7. ネットいじめ・ハラスメント

ソーシャル・ハラスメント(ソーシャルメディア・ハラスメント)とは?

- ●職場の地位や立場の優位性を背景に、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 利用者間で発生する嫌がらせ行為
- ●SNSが一般に浸透するようになった2012年頃から使われるようになった
- ●下記のような場合が該当

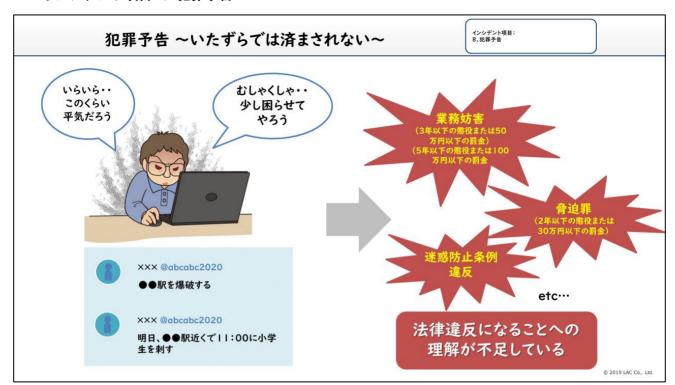
対策

- > SNSで友人登録を強要
- ▶ 投稿を逐ーチェックしてコメント or 自分の投稿に対する反応やコメントの強要
- ▶ 休日にも関わらずSNSを使って連絡をとる
- ▶ 個別メッセージを送るなど不必要に執拗なコミュニケーションを求める
- ⇒ 相手が苦痛を感じる場合=ハラスメントとなりうる

• SNSの公開範囲設定を見直そう。

- 業務以外に関することで不要不急な連絡は控えよう。
- むやみにプライベートな部分に踏み込まない。
- ・ 職場でSNSの利用ルールを決めよう。
- ネット上のいじめやいやがらせをされたり、見聞きした場合は専門 窓口に相談しよう。

■ インシデント項目 8. 犯罪予告





インシデント項目 9. 著作権侵害

著作権とは?(「著作権」・「著作者」・「著作物」)

インシデント項目: 9. 著作権侵害

「作品」の使用を許可したり、禁止したり、条件をつけたりすることできる権利が

「著作権」の内容は著作権法で定められています

「著作権法」

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及び これに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の 保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

著作権

著作物に関する権利

著作者だけが持つ権利

著作権 狭義の著作権

著作者人格権

著作隣接権 伝達者の権利

イラスト、音楽、ゲーム、写真、 小説の他、「作品」を創る人 「著作者」 (プロ、自分、友だち)

著作権法によって権利が認められてい る「作品」、作者の考えや気持ちが作者 なりの方法で表現されたもの

「著作物」(舞踊、建築、Webサイトデザインや投稿 物も含む)

著作権侵害と罰則

著作物を著作権者の許諾なく無断で利用することは、著作権侵害となる

著作権

広義の著作権

- 計誌が不要な場合は、その限りではない 著作者に無断で内容や題号の改変、著作者に無断での著作者名の公表や変名などは、著作者人格権侵害
- 違法であることを知りながら複製物を頒布すること
- 頒布目的で所持すること
- 著作物の利用時につけられた情報や利用許諾の条件等を故意に改変すること
- 違法であることを知りながら著作物をダウンロードすること

罰則(刑事罰)

著作権法では、被害者である著作権者が告訴することが必要 (親告罪 ※一部例外有)

- 著作権、出版権、著作隣接権の侵害 10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
- 著作者人格権、実演家人格権の侵害など 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 法人などが著作権等(著作者人格権を除く)を侵害した場合 3億円以下の罰金
- 私的使用目的であっても、違法アップロードであり、有償で提供で あることを知りながら、自動公衆送信でデジタル録音・録画する行為 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金
- ※「懲役刑」と「罰金刑」は併科することができる。
- ※1:侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理 されている場合
- ※2:複数ある場合は最も高い額。

差止請求:

- を使害行為をする者に対するその行為の停止の請求 侵害の恐れのある行為をする者に対する侵害の予防の請求 侵害行為を組成した物、侵害行為によって作成された物またはもっぱら侵害の 行為に供された機械や器具の廃棄その他の侵害の停止・予防に必要な措置の

民事訴訟

- 損害賠償請求(著作権法の算出規定):

 ●「損害額」=「侵害者の譲渡等数量」×「権利者の単位あたりの利益」(ここまでの計算結果が著作権者の販売等を行う能力に応じた額を超えない限度) 「権利者が販売等を行えない事情に応じた金額」
 ●「損害額」=「侵害者が得た利益」
 ●「損害額」=「ライセンス料相当額」
- ●「損害額」=使用料規定により算出した額(※1、※2)

著作権侵害による不当利得を返還請求することができる

不当利得返還請求:

名誉回復等の措置請求:

・ 当後マン国連的が 著作者は人格権を侵害した者に対して、著作者は謝罪広告の掲載などの措 置を求めることができます

著作権侵害の事例

インシデント項目: 9. 著作権侵害

歌詞改変

- 演歌歌手が独自の歌詞を追加して TV番組で歌唱(作詞者は別の人)
- 芸人が童謡の歌詞をアレンジして 自身のネタとして使用

著作権者に無断で、歌詞の変更、台詞の挿入や改題などを行ったことで、著作 人格権の主張がされたケース

著作権譲渡

 音楽プロデューサーが自身の楽曲 の著作権を売却しようとし、5億円 を受け取ったが、著作権の一部は レコード制作会社に譲渡されており、詐欺容疑で逮捕。

人格権と財産権としての著作権を混同 してしまう

著作権フリーの音源利用

芸人が、自分の芸を行うのに著作権フリーの音源を使用していたが、その音源を一部改変の上、その音源を有償配信したため、著作者より利用許諾違反として、利用の差し止めを要求された。

同一性保持権と公衆送信権の主張

著作権の所有者

 音楽作品が、注目を浴びたが、その 一連の作曲者は実は別人で、ゴー ストライターだったことが判明。実 際の作曲者はその大半の著作権を 放棄。

ゴーストライターの場合の著作権や人 格権の所属が問われる

音楽教室

● JASRAC(一般社団法人日本音楽 著作権協会)は、音楽教室で演奏 される楽曲にも著作権料が生じる として、音楽教室に対して使用料請 求の方針を明らかにした。

最高裁は「教える先生の演奏※に限り 教室側に使用料を徴収できる」と示した

※音楽教室における生徒の演奏は使用料徴収の対象 にあたらないと判断した(2022年10月最高裁判決)

サーバ管理者

 ブログに著作物が違法に掲載され、 開設者が不明なため、サーバ管理 者に対し、削除要請。一度削除した が、開設者より所有権を主張され、 元に戻したがサーバ管理者が逮捕。

違法と知りながらの対応は違法

© 2019 LAC Co.. Ltr

参考: 著作物を自由に利用できる事例

インシデント項目: 9. 著作権侵害

私的使用のための複製

個人的または家庭内等の限られた場所で利用する場合、利用者 は著作物を複製できる。

ただし、友だちに録画したビデオを貸すようなことは、範囲外になる。

学校における複製等

学校で先生が作る教材や、生徒が授業で使用する時は著作物を 複写できる。ただし、ドリルやワークブックのように生徒向けに販 売されているものは、対象外になる。

文化祭や体育祭などは、学校教育の延長として解釈されるが、部活動については、その活動場所や内容によって、許諾が必要な場合がある。

非営利目的の演奏等

- 営利を目的としないこと
- 入場料が無料であること
- 出演者に金銭など報酬が支払われないこと 以上がすべて満たされている場合、著作物を「演奏」「上演」「上 映」「口述」できる。

インターネット情報検索サービスにおける複製

インターネットの情報検索サービス業を行う者は、サービスを提供 するために必要と認められる範囲で、著作物の複製・翻案・自動 公衆送信を行うことができる。

■ インシデント項目 10. 肖像権侵害



■ インシデント項目 11. プライバシー権侵害

プライバシー権って何だろう?

インシデント項目: 11.プライバシー権侵害

プライバシー権とは?

- 他人に知られたくない私事をみだりに取得されたり、公開、その他不当に利用されない権利
- 憲法13条 幸福追求権を根拠に認められている人格権の一つ
- 公開された内容が下記の要件を満たすもの(※原則)
 - ▶ 私生活上の事実、または事実であると受け取られる可能性がある事柄
 - 一般人の感受性を基準にして、被害者の立場で考えた時に公開して欲しくないだろうと認められる事柄
 - ▶ 一般の人々にいまだ知られていない事柄
 - > 公開により被害者が実際に不快、不安を感じた

インターネット上でのトラブル事例

SNSに写真を 勝手にアップロード インターネット 検索履歴の利用 報道や警察以外 による防犯カメラ 映像の公開 個人情報や 私生活について 無断で掲載

対策

- プライバシー情報を公開する場合、公開内容と範囲について本人の承諾を 得よう。
- インターネットで公開した情報は拡散される可能性があることを念頭において、 情報の内容を判断しよう。

© 2019 LAC Co.,

■ インシデント項目 12. ネット選挙運動違反

選挙運動について

インシデント項目: 12.ネット選挙運動違反

選挙運動 そもそも何だろう?

◆特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為

選挙運動 できる期間は?

● インターネットを利用した選挙運動も含めて、公示・告示日~ 投票日の前日まで(公職選挙法第129条)

選挙運動 何歳からOK?

- 18歳以上の成人のみ
- 未成年者(18歳未満)はボランティアなども含めて一切の選挙運動不可 ※違反した場合は未成年でも罰則(1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金(公職選挙法第239条第1項第1号))

© 2019 LAC Co.. Lt

公職選挙法の改正:インターネット選挙運動解禁

インシデント項目: 12.ネット選挙運動違反

平成25年4月19日 公職選挙法改正(インターネット選挙運動解禁) 平成27年6月19日 公職選挙法改正(18歳以上満20歳未満の者が選挙参加)

1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
	できること/できないこと	政党等	候補者	第三者
ウェブサイト等を用いた 選挙運動	ホームページ、ブログ等	0	0	0
	SNS	0	0	0
W7 Z31	政策動画のネット配信	0	0	0
	政見放送のネット配信	Δ	Δ	Δ
電子メールを用いた	選挙運動用電子メールの送信	0	0	×
選挙運動	選挙運動用ビラ・ポスターを添付したメール の送信	0	0	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	Δ	Δ	×
	・選挙運動用電子メールに添付された選挙運 紙に印刷して頒布 (証紙なし)	×	×	×
ウェブサイト等・電子ス	(一ルを用いた落選運動	0	0	0
有料インターネット 広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトに直接 リンクする広告	0	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

気をつけよう!~18歳未満の選挙運動禁止~

インシデント項目: 12.ネット選挙運動違反

Ⅰ8歳未満の者や選挙犯罪により公民権停止中の者は、現行法において、選挙運動そのものが禁止されており(公職選挙法137条の2第1項、137条の3)、インターネット選挙運動の解禁後も、同様に、これを行うことができない。

18歳未満



選挙活動の禁止

SNSやメールで、特定の 候補者や政党を支持・応 援の禁止

66

公職選挙法

第百三十七条の二 年齢満十八年未満の者は、選挙運動をすることができない。 2 何人も、年齢満十八年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。 ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。 第百三十七条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定 により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。

© 2019 LAC Co.. Lt

絶対にやめよう! ~誹謗中傷・なりすまし対策~

インシデント項目: 12.ネット選挙運動達反

現行法下においても、候補者についての虚偽事項等の公表が、

- ① 虚偽事項公表罪(公職選挙法235条2項、4年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金)
- ② 名誉毀損罪 (刑法230条1項、3年以下の懲役・禁錮又は50万円以下の罰金)
- ③ 侮辱罪(刑法231条、拘留又は科料)

に該当する場合には、刑事罰の対象となり得る。

ただし、政党等について、虚偽事項等の公表が行われた場合については、虚偽事項公表 罪は適用されない(名誉毀損罪及び侮辱罪は適用あり)。

また、候補者等のWebサイトの改ざんについても、これが、

- ① 選挙の自由妨害罪(公職選挙法225条2号、4年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金)
- ② 不正アクセス罪 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律3条、11条、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
- 等に該当する場合には、同様に刑事罰の対象となり得る。

安易に候補者や政党になりすましたり、誹謗・中傷する行為を行なった場合は、関係法令により厳しく罰せられますので、絶対にやめましょう。

■ インシデント項目 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害

気をつけよう!出会い系サイト

インシデント項目: 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害

「出会い系サイトに起因する犯罪被害」とは?

青少年が出会い系サイトを利用することで巻き込まれる性犯罪等の犯罪被害のこと。

また、出会い系サイトを使った詐欺や脅迫、売春にかかわること。

- 18歳未満は利用禁止
- 18歳未満を対象に援助交際等を求める書込み
 - = 処罰の対象(成人、児童)

対策

- 軽い気持ちで参加したり、犯罪に関わったりしない。
- フィルタリングを設定しよう。

© 2019 LAC Co., Ltd.

参考:出会い系サイトの定義

インシデント項目: 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害

インターネット異性紹介事業(以下の4つすべて満たしているサイト)

- 異性交際希望者の求めに応じて、その者の異性交際に関する情報を インターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供
- 2 異性交際希望者の異性交際に関する情報を 公衆が閲覧できるサービス
- インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際 希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を 利用して相互に連絡することができるようにするサービス
- 4 有償、無償を問わず、これらのサービスを 反復継続して提供している

参考:出会い系サイト規制法

インシデント項目: 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1. 児童を性交等の相手方となるように誘引すること。
- 2. 人を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- 3. 対償を供与することを示して、児童を異性交際の相手方となるように誘引すること。 4. 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引するこ
- 5. 児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方 となるように誘引すること。

出会い系サイト等の運営者事業者に対する義務

- 年少者による利用の禁止の明示
- 年少者でないことの確認
- 年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置

■ インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害

SNS等に起因する犯罪被害

インシデント項目: 14. SNS等に起因する犯罪被害

2012年~2021年の10年間で起きた児童被害者数

児童福祉法違反	331人	an a.Lxn 92	
青少年保護育成条例違反	7,044人	福祉犯罪	
児童買春	3,373人	15,468人	しの年間の
児童ポルノ	5,051人	,	10年間の 合計
強制わいせつ	119人		
強姦	271人	重要犯罪	16,515人
略取誘拐	307人		,
強盗	9人	716人	
殺人	10人		

警察庁「令和3年における少年非行、児童虐待 及び子供の性被害の状況」(令和4年3月)の数値を集計

犯罪被害は年々増加している

(殺人事件などの重要犯罪も増加傾向)

犯罪者は子供を待っている!

インシデント項目: 14.SNS等に起因する犯罪被害



ネットを利用する犯罪者は、 はじめから子供や未成年者をターゲットにしています。 顔が見えないだけに、警戒心を忘れずに。

【SNS利用による未成年の被害事例】

SNSで知り合った人に悩みを相談していたら「慰 めてあげる」など言葉巧 みに誘い出され、直接会 いに行ったところ、そのま ま相手の自宅に連れ込ま れてしまった。

お小遣い稼ぎで軽い気 持ちで「パパ活相手募 集」のメッセージをSNS に投稿し、食事に出かけ たところ、離席中に睡眠 薬を飲み物に入れられ、 気分が悪くなり連れてい かれそうになった。異変 に気付いた店員に助けら れた。



引用:「管視庁] サイバー犯罪に関する注意喚起情報 SNSを通じての犯罪被害に注意 https://www.police.pref.solitamo.lg.jp/c0070/kuroshi/sns-higoi.html サインターネットトラブル専術集(2022年度版)コミュニティサイセとどでの未成年によるアプローチ (P.26) https://www.soumu.go.jp/main_content/000707803.pdf

SNSで知らない人とやりとりが必要なときは、独りで夜道を歩くときのような 警戒心を働かせよう

被害者にならないために

インシデント項目: 14.SNS等に起因する犯罪被害

SNS等で知り合った人にはむやみに会わない

どうしても必要なときは、大人を同伴する

待ち合わせ場所は、交番の前や人通りの多いところ

SNS等で知り合った相手の車には絶対に乗らない

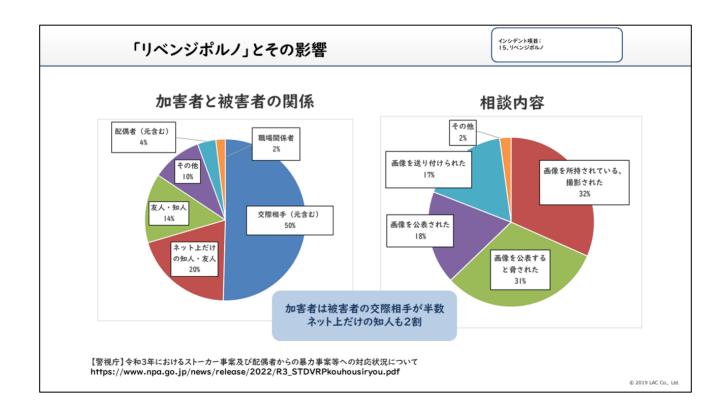
児童ポルノは会わなくても被害

相手の脅しに乗らない(相談する勇気)

児童ポルノの被害は一生続く

■ インシデント項目 15. リベンジポルノ

インシデント項目: 15.リベンジポルノ 「リベンジポルノ」とその影響 「リベンジポルノ」とは? 盗撮画像や、相手への復讐手段として、元交際相手や元配偶者の 性的な写真・動画をインターネット上で不特定多数に公開すること。 被害者の年齢 1,628件 60歳代 1% 50歳代 その他 5% 2% ◆ 令和3年中のリベンジポルノに関する警察 40歳代 への被害相談件数 10% ◆ 前年(1,570件)比 58件増 ◆ 5年連続で最多を更新 20歳代 40% 30歳代 16% 被害者は20代以下が6割 10歳代以下 【警視庁】令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力 26% 事案等への対応状況について https://www.npa.go.jp/news/release/2022/R3_STDV RPkouhousiryou.pdf



撮らない・撮らせない・送らない

インシデント項目: 15.リベンジポルノ

自分が危険な目にあう (自分がリベンジポルノの 被害者になる)

自分が人を傷つける (自分がリベンジポルノの 加害者になる)

被害者にも加害者にもならないために

性的な画像や動画を 「撮らない・撮らせない・送らない」 それは愛情表現ではありません。 はっきりと断りましょう。 リベンジポルノは犯罪です。 公表すること、提供すること、 ともに処罰の対象です。 絶対にやめましょう。

■ インシデント項目 16. 児童ポルノの製造、所持、頒布

インシデント項目: 16.児童ポルノの製造、所持、頒布 児童ポルノの被害は一生続く 1,458人 その他 1 人 小学生 46 人 9% ◆ 令和3年中の児童ポルノ被害児童数 ◆ 前年(1,320人)比 約10%増 自画撮り 35.3% 514人 盗撮 21.3% 310人 買春·淫行 16.7% 244人 中学生 241 人 47% 高校生 226 人 44% 約8割面識なし 約7割強 スマートフォンによるSNS等 の利用がきっかけ 令和3年における子供の性被害の状況についてより作図 児童が自らを撮影した画像に伴う被害に遭った児童の学識(令和3年) https://www.npa.go.jp/news/release/2022/R3syonentokei.pdf 児童ポルノの被害は、 会わなくても起きる



参考:児童ポルノの定義と 児童買春・児童ポルノ禁止法

インシデント項目: 16.児童ポルノの製造、所持、頒布

【児童ポルノの定義】

「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により 認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一. 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に関わる児童の姿態
- 二. 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態で あって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しく はその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興 奮させ又は刺激するもの

【児童買春・児童ポルノ禁止法】

「児童」とは、18歳に満たない者 = 青少年

児童買春すること:5年以下の懲役又は300万円以下の罰金

児童買春を周旋・勧誘すること:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科)

児童買春の周旋・勧誘を業として行うこと

:7年以下の懲役及び1000万円以下の罰金

児童買春等の目的で児童を売買すること: |年以上 | 0年以下の懲役 児童ポルノを他人に提供すること: 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

児童ポルノを不特定多数に提供・公然と陳列すること

:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科)

参考:児童ポルノのブロッキング

インシデント項目:

法第16条の3

インターネットを利用した不特定の者に対する情 報の発信又はその閲覧等のために必要なサービ スを提供する事業者は、捜査機関への協力、その管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信 を防止する措置その他インターネット を利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずる よう努める。

児童ポルノについては、その製造時に個々の児童への著しい性的虐待を伴うことや被害 児童 に対する脅迫の道具として利用され得るという問題があるほか、児童ポルノがイン ターネット上に 一旦流通した場合には、これを回収することは極めて困難であり、性的虐 待の現場を永久に残し、被害児童の心を傷つけ続けることとなるという問題や児童ポル ノの流通によって児童を性欲の対象として捉える風潮を助長する。

※社団法人電気通信事業者協会「「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体 運用ガイドライン(案)」に対する意見について」 (http://www.tca.or.jp/information/pdf/comment/20100128.pdf)

インターネット・ ホットラインセンター /警察

インターネット 情報 提供 コンテンツ セーフティ協会

リスト 提供

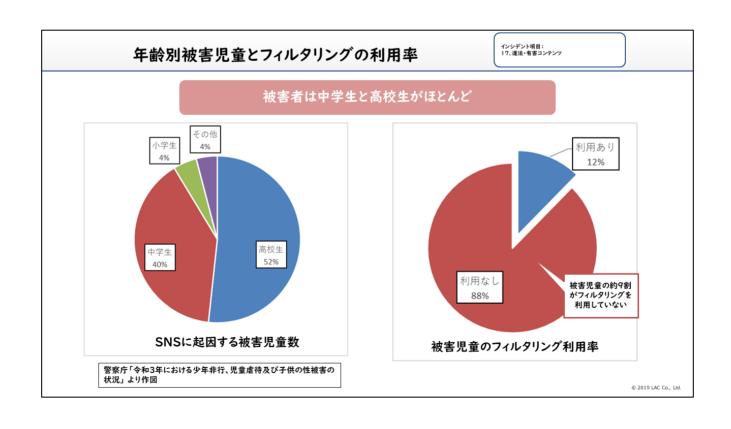
インターネット サービスプロバイダ

削除要請、判定、リスト作成

ブロッキング (閲覧阻止)

■ インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ

インシデント項目: 17. 違法・有害コンテンツ 違法・有害コンテンツって何だろう ●総務省による違法・有害情報の整理 違法な情報 有害な情報 権利侵害情報 公序良俗に反する情報 ● 人の尊厳を害する情報 る誉毀損(誹謗・中傷) ● 自殺を誘引する書き込み ● 著作権侵害 事業者による利用規約に基づく自 事業者による自主的削除及び申し 主的な削除等の対応 出による削除等の対応 青少年に有害な情報 その他の違法情報 ● わいせつ、児童ポルノ ● アダルト情報、出会い系サイト ● 違法薬物売買 等 ● 暴力、残虐な表現 事業者による自主的削除 フィルタリングによる閲覧制限



違法・有害コンテンツに触れるリスク

インシデント項目: 17. 違法・有害コンテンツ

インターネット上では誰でも 情報を発信可能なので、 違法・有害コンテンツに利用者が アクセスするリスクがある



暴力

自殺

薬物・犯罪

児童ポルノ アダルト情報 違法にアップロード されたもの



- 犯罪誘引の起因となるリスク
- 犯罪に巻き込まれるリスク(被害・加害ともに)
- 成長段階にそぐわない刺激のあるコンテンツ閲覧によるリスク

© 2019 LAC Co., Lt

違法・有害コンテンツの閲覧を防ぐには

インシデント項目: 17. 違法・有害コンテンツ

フィルタリングをかけよう

フィルタリングとは、インターネットのウェブページやアプリを一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等を選択的に排除する機能です。

インターネットを利用していると、ウイルスが仕込まれたサイト、犯罪や薬物に関する情報、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的でグロテスクな表現など、通常ではなるべく接したくない情報に遭遇することがあります。フィルタリングを利用すれば、このような情報に接することを概ね防ぐことができます。

ペアレンタルコントロールを設定しよう

- 動画投稿サイトの閲覧制限
- スマートフォンやゲーム機の機能制限
- デジタルコンテンツ配信サービスのレーティング設定 等

正しい使い方を確認しよう(利用規約を読む)

- 合法のサービスも使い方を誤れば有害なコンテンツとなる。
- 利用規約や安全上の取り組みを確認し、正しい使い方を 理解してから利用する。

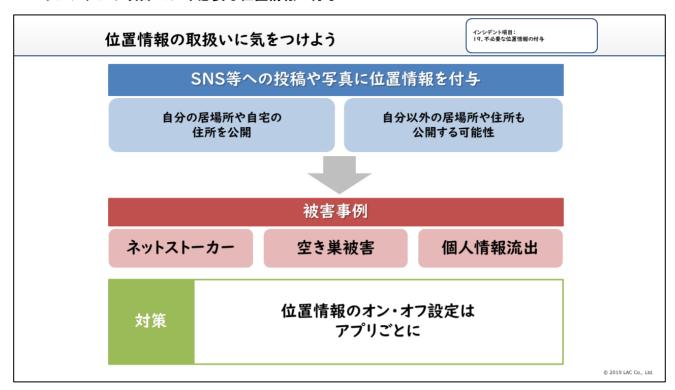


32

■ インシデント項目 18. チート行為



■ インシデント項目 19. 不必要な位置情報の付与



■ インシデント項目 20. SNS 公開範囲設定の誤り

日頃から心がけたいこと

インシデント項目: 20. SNS公開範囲設定の誤り

「SNS公開範囲設定の誤り」とは?

SNS上の情報をどこまで公開するか、正しく設定していないこと。

発信された情報は、サービスの利用者なら誰でも見れる状態に

プライバシー侵害

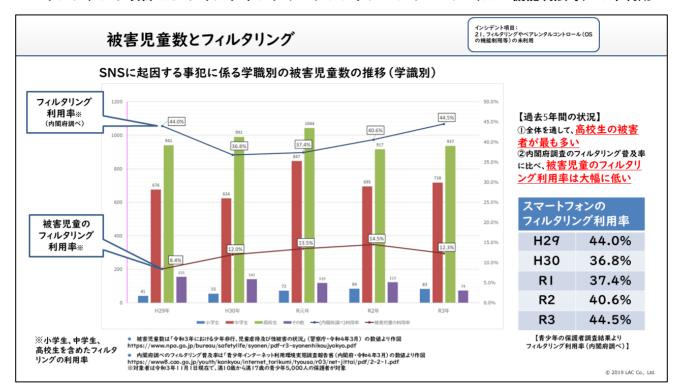
機密情報漏えい

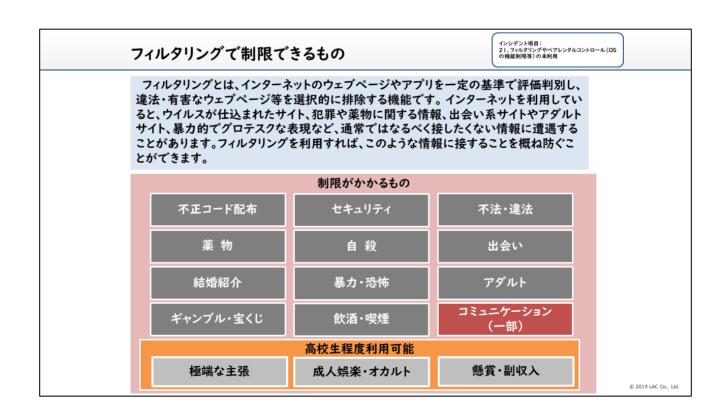
対策

- 投稿内容の公開範囲を投稿前に確認する。
- ミスが発生した場合に備えて、日ごろからルールを設け、報告や相談ができる環境づくりに努める。

一度送信してしまったものは、なかったことにはできません。 SNSは様々な人が使っているので、トラブル時は 冷静かつ丁寧な対応を心がけましょう。

■ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限等) の未利用





フィルタリングは法律で決まっている

インシデント項目: 21.フィルタリングやベアレンタルコントロール(OS の機能制限等)の未利用

インターネットを利用していると、ウイルスが仕込まれたサイト、犯罪や薬物に関 する情報、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的でグロテスクな表現など、通 常ではなるべく接したくない情報に遭遇することがあります。 フィルタリングを利用すれば、このような情報に接することを概ね防ぐことができ ます。

| 青少年インターネット環境整備法によるフィルタリングに関する規定(概要)

第15条 携帯電話会社は、青少年の場合には、フィルタリングを条件として、契約しなければならない。 ただし、保護者が、不要の申出をした場合は、この限りでない。

第16条 携帯電話会社や販売店は、利用者が青少年の場合、フィルタリングを有効化しなければなら ない。ただし、保護者が、不要の申出をした場合は、この限りでない。

第17条 インターネット接続事業者は、求められたときは、フィルタリングソフトウェア又はフィルタリン グサービスを提供しなければならない。

第18条 青少年が利用するインターネット接続機器を製造する事業者は、フィルタリングを組み込む 等により利用を容易にする措置を講じて、販売しなければならない。

第19条 OS事業者は、携帯電話会社や製造事業者のフィルタリングソフトウェアやフィルタリング サービスの利用を容易にするように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。

フィルタリングと保護者の責務

インシデント項目: 21.フィルタリングやベアレンタルコントロール(OSの機能制限等)の未利用

- 子供がインターネット上の有害情報に悪影響を受けないように、 フィルタリングの活用と見守りをする
- 子供がインターネットを利用する上で、 様々なトラブルに巻き込まれる恐れがあることに留意する
- 子供に専用の携帯電話を購入・使用させる場合は、 (3) 事業者に申し出る



■ 青少年インターネット環境整備法による保護者の責務に関する規定

(保護者の責務)

(保護者の負物) 第6条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。 2 保護者は、携帯電話指案等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、

いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務)

第13米 3 携帯電話端末等を青少年に使用させるために役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続 役務提供事業者等が前項の規定による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等 に対し、その旨を申し出なければならない。

■ インシデント項目 22. ながらスマホ(歩きスマホ・運転中のながらスマホ等)

ながらスマホはとても危険!

インシデント項目: 22. ながらスマホ (歩きスマホ・運転中のながらスマホ等)

「ながらスマホ」とは?

別の行為(歩き<u>ながら</u>、運転し<u>ながら</u>、食べ<u>ながら</u>等)をしながらスマートフォンを操作すること。

例)

歩きながら、時には自転車に乗りながら、 スマートフォンを操作



他の人にぶつかって怪我をさせてし まったり、自分が事故に遭遇



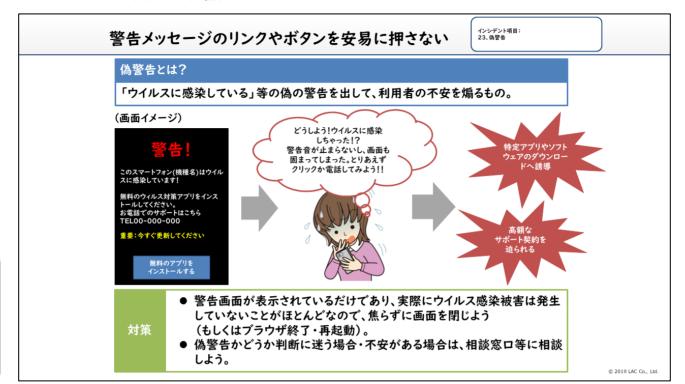
対策

- 怪我をさせて I 億円近い金額を請求されたり、死亡に至るケースも存在。 ながらスマホは絶対にやめましょう。
- 操作をする時は、必ず立ち止まって操作しましょう。

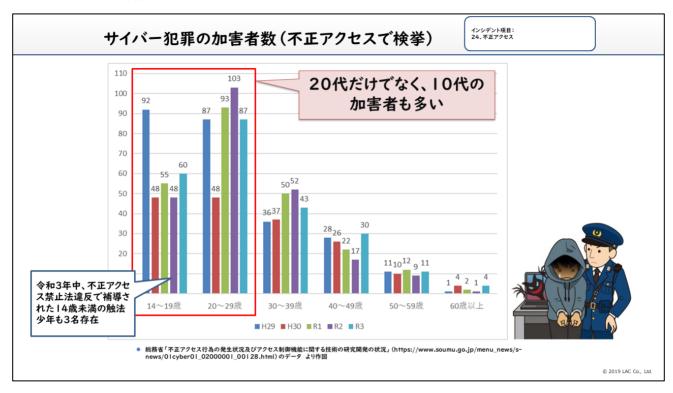
2. インシデント項目 2-2. 情報セキュリティ

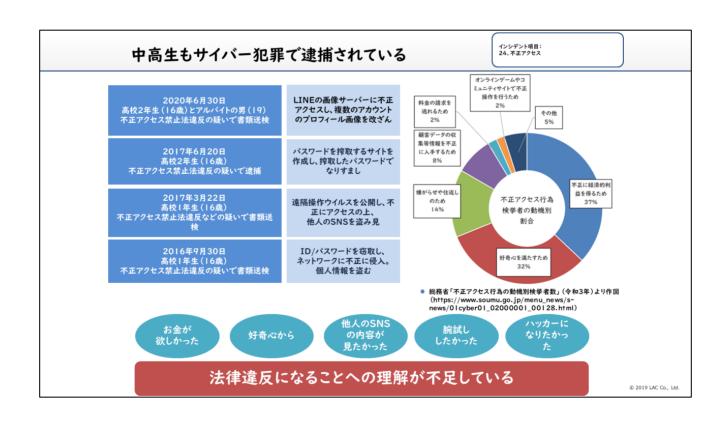
- インシデント項目 23. 偽警告
- インシデント項目 24. 不正アクセス
- インシデント項目 25. フィッシング
- インシデント項目 26. ウイルス (マルウェア) 作成・提供・保管
- インシデント項目 27. ウイルス (マルウェア) 感染
- インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)
- インシデント項目 29. OS やアプリの未更新
- インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い
- インシデント項目 31. 機器の紛失・破損

■ インシデント項目 23. 偽警告



■ インシデント項目 24. 不正アクセス





■ インシデント項目 25. フィッシング

騙されないための基本的な対策

インシデント項目: 25.フィッシング

フィッシング詐欺

- フィッシングのさまざまな手口について事前に知っておく▶ 怪しいと思えるようにする
- URL(ドメイン)を確認する
 - ▶ 偽物サイトは、本物サイトととても良く似たドメインを使う
- 普段聞かれない情報を聞かれたら入力を思い止まる
 - ▶ クレジットカード情報や住所、第二暗証番号などを聞かれたら偽物の可能性有

ウイルス (マルウェア) 付きのメール

- 送信者のメールアドレスを確認する
 - ➤ 送信者のPCが乗っ取られていない限り、メールアドレスのドメイン部分は本物を使えない
 - → 不審なメールは、無料メールアドレスを使って送られることが多い。
- 添付ファイルが実行ファイル(exe等)であったら開かない
 - ▶ 一般的なやりとりでは実行ファイルは送ってこない
 - ▶ ウイルス対策ソフトが検知しないようにZIPファイルにすることが多い

@ 2019 LAC Co. 15

参考:フィッシング詐欺に関する普及啓発サイト

インシデント項目: 25. フィッシング

詐欺にひっかからないためには、 相手の手口を知っておくことが効果大! 最近出回っているフィッシング詐欺の 手口等を紹介してくれるサイトを活用しよう

参考サイト

- フィッシング詐欺から身を守れ!サイバー防災訓練 https://www.cyber-bousai.jp/index.html
- フィッシング対策協議会 Council of Anti-Phishing Japan https://www.antiphishing.jp/

■ インシデント項目 26. ウイルス(マルウェア)作成・提供・保管

ウイルス (マルウェア)とは

インシデント項目: 26. ウイルス (マルウェア) 作成・提供・保管

ウイルス (マルウェア)とは?

不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードのこと(コンピュータウイルス、マルウェア)。



以下の条件に当てはまる場合には、不正指令電磁的記録に関する罪 (コンピュータ・ウイルスに関する罪)に問われることがある

- 正当な理由がないのに、無断で他人のコンピュータにおいて実行させる目的で ウイルスを「作成」したり「提供」した場合
 - :3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 正当な理由がないのに、無断で他人のコンピュータにおいて実行させる目的でウイルスを「取得」または「保管」した場合
 - :2年以下の懲役または30万円以下の罰金

法律違反になることへの認識が不足している

2019 LAC Co., Ltd.

ウイルス(マルウェア)作成・提供・保管の事例

インシデント項目: 26. ウイルス (マルウェア) 作成・提供・保管

《事例》

2017年9月5日 中学2年生(13歳) 不正指令電磁的記録提供の疑いで児童相談所に通告

2017年6月5日 中学3年生(14歳)

不正指令電磁的記録作成・保管の疑いで逮捕

フリマアプリに ウイルス入手情報を出品

> コンピューター ウイルスを自作

お金が 欲しかった

腕試し したかった ハッカーに なりたかった

好奇心から

対策

- ウイルスの作成、提供、保管は法令で処罰されるということを知ろう。
- 自分のスキルを試せる公式な場(セキュリティ・キャンプ等)もあることを知ろう。

■ インシデント項目 27. ウイルス(マルウェア)感染

ウイルス (マルウェア) 感染の脅威

インシデント項目: 27. ウイルス (マルウェア) 感染



■ 標的型

特定の仕事や趣味などを狙って攻撃を仕掛ける

- 迷惑メール 無差別に送りつける
- サイト閲覧 アダルトサイトや動画サイトなど興味を持ちそうな サイト
- 広告 興味を引く広告
- メッセージアプリ 友達になりすまして近寄る

ウイルス感染ルート

- メールを開く
- 添付ファイルを開く
- 怪しいサイトの閲覧
- 怪しいサイトへ誘導
- 不審なソフトやアプリのイン ストール

ウイルス感染の被害例

- 個人情報や機密情報の漏洩
- 情報が人質に(金銭要求)
- プライバシーが明け透け
- 他者の攻撃の踏み台
- 金銭等の無心や不適切行為 への助力要請

被害者なのに 社会的な非難や 制裁を受ける 可能性

© 2019 LAC Co.. Ltd

情報セキュリティ対策

インシデント項目: 27.ウイルス (マルウェア) 感染

最新のOSやアプリ、ソフトウェアに更新する

ウイルス対策ソフトは最低限必要だが、万能ではないことを理解する

パスワードはサービスごとに別々のものを使用する

問題が起きたときには隠さず、すぐに連絡・報告・相談する

決められたルール (規則・法律)を常に守るように意識する

■ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

個人情報・機密情報とは

インシデント項目: 28.情報漏えい(機密情報・個人情報等)

個人情報

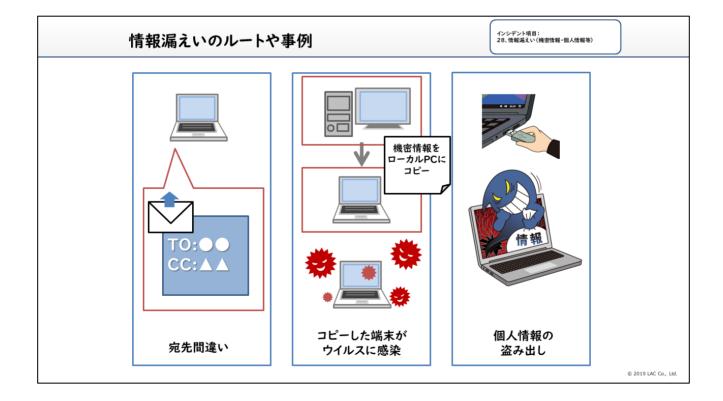
生存する個人に関する情報で、単独(氏名、住所、マイナンバー、指紋データ、口座番号、顔の画像など)または組み合わせ(学校名+顔の画像、学校名+学籍番号など)で個人を特定できる情報

個人情報保護法

- 個人情報を利用するすべての事業者(企業、個人事業主、町内会・自治会、同窓会など)が 適用対象
- 個人情報取得時には使用目的の説明、取得時に説明した目的以外で使用する場合は事前 に本人の同意、漏えいなどが生じないように安全に管理することが必要
- 本人以外の第三者に個人情報を渡す時は、原則として事前に本人の同意が必要
- 本人から個人情報の開示、訂正、利用停止の請求があった場合には対応する

機密情報(営業秘密)

特定の企業を識別できる情報、秘密として管理されている情報、事業活動に有用な技術または営業上の情報、情報保有者の管理下以外では一般に入手できない情報 (在庫情報、企画書、顧客情報、給与情報、設計書、研究報告書など)





■ インシデント項目 29. OS やアプリの未更新

セキュリティを高めるために必要なこと

インシデント項目: 29. OSやアプリの未更新

「OSやアプリの未更新」とは?

常に最新の状態にOSやアプリを更新していない(セキュリティを高めていない)こと。

脆弱性を狙った攻撃(ウイルス感染や不正アクセス等)に遭う危険性が高まる 《セキュリティを高めるために必要なこと》

最新のOSやアプリ、ソフトウェアに更新する

ウイルス対策ソフトは最低限必要だが、万能ではないことを理解する

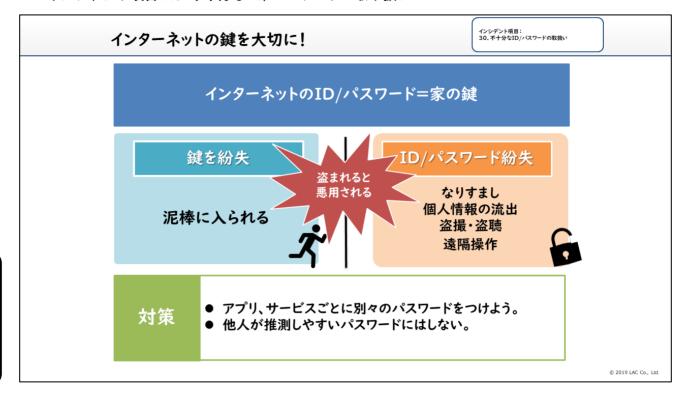
パスワードはサービスごとに別々のものを使用する

問題が起きたときには隠さず、すぐに連絡・報告・相談する

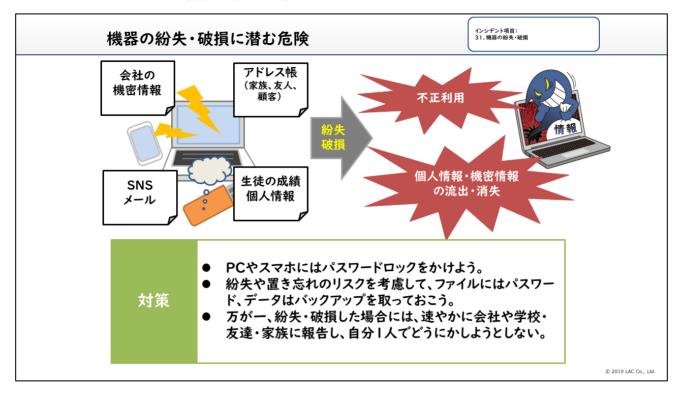
決められたルール (規則・法律)を常に守るように意識する

© 2019 LAC Co.. Ltr

■ インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い



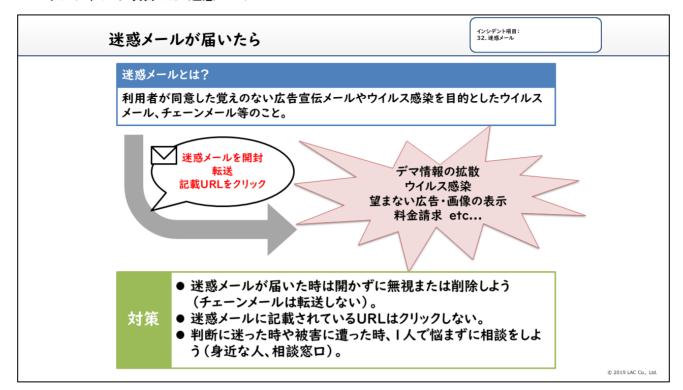
■ インシデント項目 31. 機器の紛失・破損



2. インシデント項目 2-3. 消費者トラブル

- インシデント項目 32. 迷惑メール
- インシデント項目 33. 有害広告
- インシデント項目 34. 架空請求・不正請求
- インシデント項目 35. 高額課金
- インシデント項目 36. 情報商材
- インシデント項目 37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル(インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)

■ インシデント項目 32. 迷惑メール



■ インシデント項目 33. 有害広告

有害広告とワンクリック詐欺・架空請求

インシデント項目: 33. 有害広告

「有害広告」とは?

閲覧する者の興味を誘い、有害コンテンツに誘導する広告のこと。

《インターネットの特徴と「有害広告」》

インターネットは、ワンクリック、ワンタップで自分の興味がある色々なサイトや情報を 簡単に見ることができますし、様々なサービスを楽しむこともできます。







怪しいと思っても、興味本位で広告にアクセスしてしまうと、 突然、登録された画面になったり、金額を請求されたりします。 (また、画面から消すことができないこともあります)

対策

- 怪しいと感じた広告はクリックしない。
- 広告をクリックして請求画面が表示された場合、慌てて支払ったり相手に連絡はせずに、まずは身近な人や相談窓口に相談しよう。
- OSやWebブラウザの有害広告をブロックする機能等を利用しよう。

© 2019 LAC Co.,

■ インシデント項目 34. 架空請求・不正請求

もし架空請求・不正請求が送られてきたら

インシデント項目:

「架空請求・不正請求」とは?

料金を支払うべき行為がないにもかかわらず金銭を請求されること。また、利用料金等を請求されたり、常識的な対価以上の金額を請求されたりすること。

《もし架空請求・不正請求が送られてきたら》

ワンクリック詐欺や架空請求が来たら

絶対にお金を払ったり、連絡をしたりせず、 無視しましょう

どうしても心配だったら

電話で188(消費生活相談センター) に相談してみましょう

電源をOFFにしても 画面から消えなくなったら 専門家に相談しましょう (学生の場合は保護者にも相談)

怪しい添付ファイルなどを 開いてしまったら ウイルスに感染している恐れがあるので、すぐにインターネットから切り離しましょう

コンピューターウイルスや架空請求などは、インターネットの利用者が簡単に被害に遭 うような手段を使って、皆さんに忍び寄ってきます。ウイルス感染や被害に遭ったことを 隠さず、すぐに身近な人や専門家に相談しましょう。

© 2019 LAC Co., Ltd.

成人年齢の引き下げ

インシデント項目: 34. 架空請求・不正請求

平成27年6月 公職選挙法改正 平成28年7月 参議院選挙 (18歳選挙権実施) 令和4年4月 成人年齢引下げ 20歳⇒18歳

- 18歳で成人になるということはどういうこと
- ◆ 親権者の同意なく確定的に契約等の法律行為を行うことができる
- ◆ 親権者の親権に服さなくなる
- ※親権とは、未成年者の子供を監護・養育し、その財産を管理し、その子供の 代理人として法律行為をする権利や義務のことをいいます。
- ◆ 少年法の改正も同時に検討されているので、大人と同じように処罰される

未成年者による親権者 (父及び母)の同意がない契約は 取り消すことができる



18歳、19歳が自身の判断で 行った契約は、 理由なく取り消すことが できなくなる

■ インシデント項目 35. 高額課金

高額課金を防ぐために

インシデント項目: 35. 高額課金

「高額課金」とは?

オンラインゲームや通販などで支払能力を超える高額の課金や購入をすること。

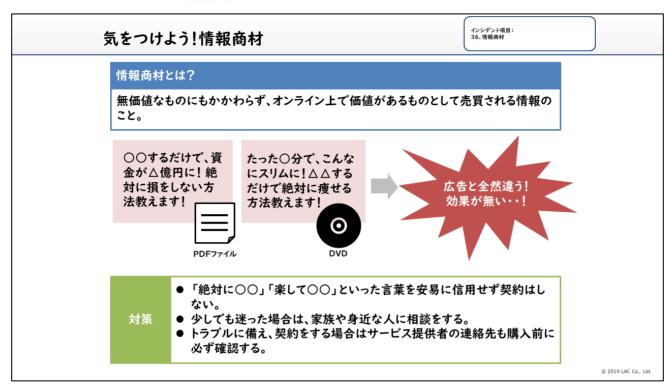
購入ボタンのクリック (タップ) で 課金 (決済) されるので、 金銭をやり取りしている感覚が希薄に なりやすく、使い過ぎにつながる 親のクレジットカードを 子供が許可無く使ってしまい、 子供自身の支払能力を超えた 高額な請求がくる

● 利用者(利用者が未成年者の場合は保護者)は課金の状況を常に把握。 自身の支払能力範囲内(未成年者の場合はお小遣いの範囲内)であるか どうかを判断しよう。

対策

- 上限が高額なクレジットカード決済ではなく、比較的低額なプリペイド式電子マネーを利用した課金を行おう。 ● 子供がいる家庭の場合、クレジットカード情報やパスワードは子供に教え
- 子供がいる家庭の場合、クレジットカード情報やパスワードは子供に教えないように管理しよう(スマートフォンやタブレットにクレジットカード情報が登録されていないかどうかも確認)。

■ インシデント項目 36. 情報商材



■ インシデント項目 37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル (インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)

オンライン売買仲介サービスのトラブルを防ぐために

インシデント項目: 37.オンライン売買仲介サービスでのトラブル(イン ターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)

「オンライン売買仲介サービスでのトラブル」とは?

インターネット上の売買を仲介するサービスを利用することで生じるトラブルのこと。特にインターネット・オークション、フリマにおけるトラブルのこと。

トラブル事例

インターネット・オークションで 限定品のバックを購入。 代金を振込んだがバックが送 られてこない上、出品者と連 絡がつかない。

フリマサイトで購入した ブランド品が偽物であった。 インターネット・オークションで落札した中古車が納車後すぐにエンジン不具合発生(入札時に事前情報無)。

対策

- 品物について確認を十分にとろう。
- 出品者(社)の評価を確認しよう。
- 出品者(社)を識別する情報(IDや住所など)や、やり取りの記録を控えておこう。
- 個人間の取引にはリスクもあり、自己責任が要求されることを知ろう。



© 2019 LAC Co., Ltd.

チケット不正転売禁止法の成立

インシデント項目: 37、オンライン売買仲介サービスでのトラブル (イン ターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する 注律

2018年12月8日成立 2019年6月施行

映画、演劇、演芸、音楽、舞踏、その他の芸術及び芸能またはスポーツ

上記の興行を行う場所に入場することができる証票(チケット)

興行主等(※)の有償譲渡を禁止する旨の明示

特定の日時及び場所並びに入場資格者又は座席が指定されたもの

入場資格者が指定された場合 氏名、電話番号、メールアドレス等の連絡先の明示

座席が指定された場合 氏名、連絡先の明示

興行主等(※)の同意のない有償譲渡で、

販売価格を超える価格で販売すること、購入すること

ー年以下の懲役もしくは 百万円以下の罰金又は併科

※興行主又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者

MEMO	

「LAC」「ラック」「サイバー・グリッド・ジャパン」は、株式会社ラックの商標または登録商標です。この他、本書に記載した会社名・団体名、製品名、HPの名称等は、各社・各団体の商標または登録商標、製品名、HPの名称等です。 本書の著作権は株式会社ラックが保有します。

株式会社ラックは、本書の記載内容を利用(二次利用含む)した結果生じるいかなる損害・損失についても責任を負いません。 本書に記載された情報は発行日時点のものであり、閲覧・提供される時点では変更されている可能性があることをご了承ください。 情報モラル・情報セキュリティを含む情報の収集、読解、創造、分析、発信等の情報リテラシーの啓発(以下「本目的」といいます。) を目的とし、かつ対価を得ずに利用される限りにおいて、本書を紙媒体または電子媒体での配布や印刷(一部のみの印刷配布含む)を する場合には、株式会社ラックの改めての許諾は必要ありません。また、引用は著作権法に定められたルールに従い行ってください。 本目的の範囲外の利用、または有償での利用を行う場合等、本書の利用にあたって株式会社ラックの許諾が必要な場合、または不明点 がおありの場合は、株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン 情報リテラシー啓発のための羅針盤 問合せ窓口(Mail: cgj-comp ass@lac.co.jp)までお問合せください。

情報リテラシー啓発のための羅針盤 参考スライド集

2019年3月1日第1.0版発行2019年4月26日第1.1版発行2020年11月30日第1.2版発行2023年2月28日第2.0版発行

株式会社ラック

サイバー・グリッド・ジャパン 編

監修 (五十音順)

坂元 章お茶の水女子大学 教授園田 寿甲南大学法科大学院 教授匹田 篤広島大学大学院 准教授

 町村 泰貴
 成城大学 教授

 村井 万寿夫
 北陸学院大学 教授

株式会社ラックサイバー・グリッド・ジャパン